

○任期付教員の休業等取得に伴う任期延長の取扱い

(令和2年6月10日学長裁定)

最終改正 令和3年2月3日

国立大学法人上越教育大学教員任期規程(平成16年規程第104号。以下「規程」という。)第5条に基づき、規程第2条第2項に規定する任期付教員の休業等の取得に伴う任期の延長の手続について、次のとおり定めるものとする。

記

- 1 任期付教員は、規程第2条第2項に規定する休業等を取得し、任期の延長を希望する場合は、別記第1号様式の任期延長申出書を速やかに学長に提出するものとする。
- 2 学長は、上記1の申出があったときは、任期の延長の可否を決定の上、別記2号様式の任期延長通知書により当該任期付教員へ通知するものとする。
- 3 学長は、任期付教員の任期の延長を決定したときは、教育研究評議会、教授会及び役員会へ報告するものとする。

附 記

この取扱いは、令和2年6月10日から実施する。

附 記(令和3年2月3日)

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。

任期延長申出書

国立大学法人上越教育大学長 殿

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

国立大学法人上越教育大学教員任期規程（平成16年規程第104号）第2条第2項の規定に基づき、任期延長について下記のとおり申し出ます。

記

(1) 任期延長の事由

- 育 児 休 業（期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 育 児 部 分 休 業（期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 育 児 短 時 間 勤 務（期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 産 前 産 後 休 暇（期間： 年 月 日 ～ 出産後8週間）
- 【育 児 休 業 の 予 定 期 間： 産 後 休 暇 終 了 後 ～ 年 月 日】
- 介 護 休 業（期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 介 護 部 分 休 業（期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）

(2) 任期延長の期間

- 上記休業等の全期間
- 年 月 日まで

注) □は、該当する箇所に☑を付すこと。

任 期 延 長 通 知 書

殿

国立大学法人上越教育大学長

令和 年 月 日付で申出のあった国立大学法人上越教育大学教員任期規程（平成16年規程第104号）第2条第2項の規定に基づく任期延長について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

任期延長の可否

可 （延長後の任期： 年 月 日まで）

否 （理由： ）